

社会福祉法人 愛育の森
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛育の森における役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、別表により報酬を支払うことができる。

2 職員としての地位を有する役員の、職員分の給与については別途職員給与規程により定める額を支給する。

(報酬額)

第4条 役員の報酬額等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
評議員	15万円
理事	20万円
監事	10万円
評議員選任・解任委員	5万円

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 (役員等の報酬)

(1) 理事

名称	報酬額 (手取り額)
理事会等会議出席報酬 (日額)	10,000円
理事業務報酬 (日額)	10,000円
理事会 (書面決議・決議の省略の場合)	なし

(2) 評議員

名称	報酬額 (手取り額)
評議員会等会議出席報酬 (日額)	10,000円
評議員業務報酬 (日額)	10,000円
評議員会 (書面決議・決議の省略の場合)	なし

(3) 監事

名称	報酬額 (手取り額)
理事会等会議出席報酬 (日額)	10,000円
監事監査等監事業務報酬 (日額)	10,000円
書面決議・決議の省略の場合	なし

(4) 評議員選任・解任委員

名称	報酬額 (手取り額)
評議員選任・解任委員会等 会議出席報酬 (日額)	10,000円